

## 第十二章 滝野町代表監査委員

滝野町の代表監査委員五期二十年の経験を踏まえ、地方自治体の監査委員監査についてできるだけ平易に論じた。内容等の誤りについて関係者のご叱声を期待するとともに、この小論が地方自治体監査のお役にたてば望外の喜びである（以下、平成十八年九月稿を要約した）。

### 選任されるまで

昭和六十一年五月から五期二十年、地方自治体（兵庫県加東郡滝野町）の代表監査委員を務めた。今回、加東郡内三町（社町、滝野町、東条町）の合併により、平成十八年三月十九日を以てこの職を失職した。またこの間、滝野町長が管理者を務められていた一部事務組合の北播肢体不自由児機能回復訓練施設わかあゆ園、及び北播衛生事務組合の監査委員、並びに平成六年五月から滝野町ふるさと振興協会の監事、平成六年五月から社会福祉法人滝野町社会福祉協議会の監事を兼務した。

この間二十年間を振り返り、地方自治体の監査委員の任務について所感を整理してみたい。もちろん滝野町の代表監査委員を失職したというものの、この役職にあった期間中知り得た秘密の守秘義務はある訳だし、引き続き加東市の代表監査委員に選任されているので、内容は一般的なことから、公知の事実に限定される。

地方自治体の監査委員は、首長の推薦、議会の同意により、首長が選任する非常勤の行政委員である。私の前任者の竹田義弘先生（公認会計士・税理士）はこの制度がすべての市町村の必置機関になった昭和三十八年以來、監査委員を務められた大ベテランである。

その竹田先生からお話したいことがあるので、入院先の病院に来て欲しいと連絡を受けた。私が選任される一カ月くらい前であっただろうか。先生は、体調不良で入院されていたが、自分は老齢でもあるし、病氣療養が長引きそうなので、今回、滝野町の監査委員を辞したい。ついでには、貴方を後任者として推薦したい。よろしくお願いしたいと病床から声をふりしぼって仰っていたのだ。

地方自治体の監査委員が一体何を行うのか、少々の知識はあったものの、具体的なことは何も分からない。それにまだ四十四歳、少し早いなと勝手なことを考えながら先生に感謝して帰路についたことを覚えている。

それからしばらくして、藤崎正弘町長が私の事務所にお越しになり、正式に滝野町の監査委

員就任の内諾を要請された。若かったせいもあり、パワーもあったのであろう。「まだまだ若輩者で力不足ですが、精一杯やらせていただきます」と内諾した。

地方自治体の代表監査委員は、今ではほとんどの自治体で、公認会計士・税理士という職業会計人が就任している。当時は、町役場等のOBが就任している町村もあったが、滝野町は当初から公認会計士・税理士の竹田先生が選任されていた。私は、前任の竹田先生からご推薦いただき、若輩にもかかわらず、OBの候補者があつたかも知れないのに、その後、議会の同意を得て、監査委員に選任されることになった。

### 例月出納検査

町長から委嘱状をもらい、最初に行ったのは、地方自治法二三五条の二に定める例月出納検査である。監査をする側に代表監査委員の私と、議会選出の監査委員、それに事務局職員、監査を受ける側には、助役、収入役、総務課長の三名、町長はほかの公務と重ならない限り出席していた（後に収入役は、助役兼掌となり会計室長が同席）。

提出されている資料は、公金現在高報告書（収入役が町長に提出する書類）、現預金（すべての公金）及び一時借入金通帳・証書等、歳計外現金計算書、基金出納計算書、歳入計算書、

歳出計算書、収支金日計表、帳簿及び証書類、これに水道事業所の合計残高試算表、予算執行状況報告書、資金予算表、帳簿及び証書類。初めて見る書類とその分量の多さに圧倒される。

「何から監査されますか？」と、収入役は余裕綽々、対する新米の私の方は、どこから手をつけてよいやらさっぱり分からない。「とりあえず、預金の残高を照合しましょう。通帳を見せて下さい」と言ったのを覚えていた。

当時は、現金保管状況一覧表が事前に作成されていなかったものでこれを委員が作成していた。前月末預金残高を集計するのだが、さっぱり合わない。後には、保管状況一覧表を事前に作成してもらい、通帳には番号を振って順に提出してもらうようになった。

その後、随分能率的に監査が行えるようになったが、監査初日は、素人が玄人を監査するという珍風景が展開している。監査を受ける人はみな私より年長で、ベテラン管理職、行政の玄人、これでは監査にならない。

ああこれでは駄目だ。公会計独特の用語が分からない。地方自治法、地方公営企業法等関連法規を基礎から勉強しなければと焦る。監査論は大学で青木倫太郎教授に習ってきたし、卒業後も勉強してきたという自負がある。しかし、それは私企業の監査理論であって公会計は別だ。別でなくても分野が異なるので、多くの専門知識を必要とする。

それからは随分と関係書を読んだ。古くは、『地方自治体の監査委員―監査の着眼点と運営

の指標』宮元義雄著、『新しい監査の仕方・受け方』大谷操著、『監査制度、仕方・受け方の実務』池田昭義著、すべて実務家の著書である。その後、私がバイブルの如く活用したのは、『監査手帳』全国都市監査委員会編著、昭六十一年三月、同改訂版、平成五年一月以後絶版、現在は全国都市監査委員会から会員に限定頒布されている。『町村監査必携』全国町村監査委員協議会編著、平成十一年四月の二冊である。今も大切に保存して、時々参考に使っている。

公営企業の会計については、『公営企業の経理の手引』『公営企業の実務講座』（地方公営制度研究会）が毎年版を重ねており、常に参考書として用いている。

財政学（地方財政）は古くからある研究分野で、学者の著書も多いが、公会計監査の研究書が出版されるようになったのは平成九年の地方自治法の改正で、地方公共団体に外部監査制度が導入されてからのことである。古くからある吉田寛先生（神戸商大）の著書のほか、公認会計士や税理士による実務書もこの頃から増加してきた。

例月出納検査は、毎月例日を定めて実施する現金の出納検査である。以前は、例月出納検査のほか、臨時出納検査があり、現金の監査の多くは臨時抜き打ちで行われていたようである。昭和三十八年にこれが廃止され、現在は例月出納検査のみが残っている。最近では、地方自治体の財務会計ソフトが充実し、公金の取扱の多くが指定金融機関に移っているため、例月出納検査の意義は薄れているといつてよい。

それでもこの検査を重視している理由は別にある。それは、期末に行う決算審査に対する期中監査として例月検査を位置づけることである。つまり、現金の出納ばかりでなく（現金の出納を丹念に注視するだけでも多くのことが見える）、収入・支出の基礎となる収入調定、支出負担行為にまで及んで監査を実施することである。この意義は大きい。

検査日を通告して、例月に検査を行うので、帳簿と保管現金の残高が一致しない不突合は、原則としてあり得ない。それにもかかわらず、毎月現預金の実査・照合を行い、その上監査理論から言えば、更に残高証明との照合という、省略してはならない基本的な手続きがある。当時これが行われていなかった。

あるとき、金融機関のすべての残高証明提出して欲しいと申し出たところ、当時の収入役が、「毎月通帳と照合を行っておきながら、なぜ残高証明を取らなければならないのですか」と疑問をぶつけてくる。これは必須の監査手続（技術）なので是非協力して欲しいと依頼しても頑として聞き入れてくれない。最後には、残高証明を取らないのは違法ですかとの議論にまで発展。町長が中に入って、毎月ではなく、九月、三月、五月の年三回提出してもらうことになった。九月は中間期終了後の残高、三月は基金の残高、五月は出納閉鎖期間終了後の残高である。その後、一時借入金についても残高証明を求めることになり、残高がなくても、残高ゼロの証明をつけて提出していただくようになった。

例月出納検査で毎月同じことをやっているとお納検査そのものは単調で、期中監査としての調定決定書や、支出決定書等を閲覽しても時間に余裕ができてくる。そこで本来、定期監査で行う主要行事や事業の進捗状況の説明を求めることにした。

公営企業法適用の水道事業は、毎月末日の試算表および資金予算表をもって例月出納検査を受ける（依命通達一七）ことになっているが、これに加えて、前月までの経営成績を確かめるため、試算表・消費税・予算執行表を作成し、一カ月前までの経営成績が、例月検査の日に分かるように帳票を工夫した。それまでは決算をするまで経営成績が分からなかったが、これで年度末の経営成績の予測が容易になった。これも定期監査で行うことである。

毎月の半ばに実施していた例月出納検査を、月初めにお願した。収入役はすごい人で、当時、すべての収入役扱いの書類は手書きしていたにもかかわらず、「それで結構です。書類は五日あれば揃えます」とのこと。収入役の矜持を見せつけられる思いがした。

例月出納検査は、町長と議長に対して検査結果の報告が求められている。当時は、収入役が作成し町長に提出する「公金現在高報告書」と同じ書類を、恭しく「例月現金出納検査報告書」と題名を替えて、監査委員二名の連名で提出していた。

私は、例月出納検査に意見書を提出することに異存はないが、収入役の作成する書類と同じ書類に署名しない。私はこの書類を意見書に添付し、「計数に誤りがなかった」という意見書

を別に作成すると主張。これは今も続いている。よく考えてみれば当然のことである。

### 定期監査・行政監査

地方自治体の監査委員になって初めて分かったことだが、監査委員の意見形成のためのよるべき基準や準則が今日まで明らかにされていない。従って、監査は、監査委員の裁量によって進められるので、監査項目は多岐にわたり内容は広範囲、いきおい質問にも統一性がなくなる。これでは監査を受ける人は堪らないし、監査の水準も上がらない。

地方自治体の監査委員の監査基準と実施準則制定の背景には、次のような経緯がある。昭和三十七年、地方制度調査会は、監査基準設定の必要性を指摘し、監査委員の意見がどのような手続きと根拠に基づいて形成されるのか明らかにしようと試みた。

しかしながら、昭和三十八年の地方自治法の大改正においても、平成三年の大改正においても、監査基準制定の根拠規定は設けられなかった。従って、監査委員監査における「一般に公正妥当と認められる監査基準」の法的根拠は、いまだに陽の目をみていないが、昭和四十一年に、全国都道府県監査委員協議会と全国都市監査委員会が、監査基準と準則を作成し公表している。

昭和六十年になって、全国都道府県監査委員協議会と全国都市監査委員会は、監査基準と準

則の見直しを行い、四十一年版を廃止して、再度公表した(平成元年、四年、十年、十五年から毎年改正を行い、現在では十七年八月改定版が最新版となっている)。

私は、監査委員に選任されて以来、監査基準と準則の必要性を痛感していたので、早速昭和六十年版を参考にして、昭和六十三年四月に「滝野町監査基準とチェックリスト」を作成した(準則と称することはしなかった)。

続いて、平成三年、全国町村監査委員協議会が設立され、平成十一年一月、標準町村監査基準と監査等の着眼点を公表した。私はこれを参考にして、平成十二年十月に「滝野町監査基準と監査チェックリスト」を改訂した。すごい分量の書類の inputs を一言一句考えながら自分でしたので、理解も進んだし、パソコンも早くから習熟できた。

本当はこれを条例にして欲しかったが、代表監査委員一人の意見が通る訳もなく、その代わり監査委員と職員を拘束するものとして職員に配布していただいた。監査基準やチェックリストを作成したことにより、従前からの法定義務監査から、より積極的監査へと移行することできた。

監査基準・実施準則について、不正、誤謬の発見と監査委員監査の関係について少し補足しておく、「監査等の実施手続の適用は……試査または精査による」(実施準則第九条)とされており、監査委員監査が近代監査として当然の如く試査主義を採用している訳ではなく、場合

によつては精査を行うという点である。これは、違法・不当な事項の存否が疑われる場合や、住民監査請求等の請求の内容によつては精査が必要であることを想定しているのであつて、通常の監査は、九条第一項の試査によればよいと考えればよい。従つて、監査委員は、試査の範囲を合理的に決定して誠実に監査を実施しておれば、たとえ職員等の不正、誤謬を見逃すことがあつても責任が問われることはない。

ところで、監査委員の基本的な職務権限は、地方自治法一九九条第一項に定める「地方公共団体の財務に関する事務の執行および地方公共団体の経営にかかる事業の管理」である。同条第四項は「監査委員は、毎会計年度少なくとも一回、期日を定めて第一項の規定による監査を実施しなければならない」と定めており、これを定期監査という。同条第五項は「必要と認めるときはいつでも第一項の監査をすることができる」と定めており、これを随時監査という。定期監査の実施は義務規定であり、随時監査の実施は任意規定である。

通常、定期監査は毎年十二月と二、三月にまとめて実施している自治体が多いようである。私は、実施期間を毎年七月から翌年三月までと定め、例月出納検査実施日の午後には実施することにした。実施部署と重点項目は、毎年五月に定めて担当課に通知。一年間で全部署を一通り実施した。ただし小中学校だけは、三年に一回（町内に三校ある）実施した。

定期監査の基本的事項は、事業の実施において法一九九条三項にいう「最小の経費で最大の

効果」が発揮されているかどうかに留意して監査することである。監査の対象は、財務に関する事務の執行に限定され、執行以前の予算編成事務は含まれない。

通常、財務に関する事務とは、地方自治法の「財務」の章に定める収入、支出、契約、財産管理等の事務をいうが、従前から、法解釈上その原因となった行政事務（いわゆる先行事務）についても定期監査の対象になると考えられている。

さらに、平成三年の地方自治法の改正によって、監査委員の権限として、一九九条第二項が付け加えられ、「監査委員は必要があると認めるときは、地方公共団体の事務の執行について監査できる」とされた（これを行政監査という）。

そこで、定期監査と行政監査を同時に実施すれば、行政監査を実施するに当たって適用される地方自治法施行令一四〇条の六に定める適法性の監査も加わり、監査の水準は一段と向上する。私は、平成四年以来この方式を採用し、定期監査と行政監査を同時に行うことにした。

その結果、財務に関する事務にかかる効率性、経済性ばかりでなく、一般行政事務そのものにかかる効率性、経済性、有効性と適法性をめぐって担当課長と厳しく議論することとなった。「財源は?」「成果品は?」「効果は?」、さらに「措置は適正か?」、最後には播州弁丸出しで「まちは経営、収入は多く、支出は抑えて」「何でも欲しがらな」「身の丈にあったことを考えよう」「もっとよく勉強しよう」と、不特定多数の住民と、タックスペイヤーを代表する気

概で、行政の大きなテーマから小さなテーマまで幅広く採り上げてきた。これには職員もよく協力し、真剣に取り組んでくれた。

当時の藤崎町長から「西村監査委員は、行政監査までされるから……」といわれたのが頭にこびりついて離れなかった。これは、「行政監査まで踏み込んで監査をされるので監査が充実している」という意味なのか、「余計なことまで」という意味なのか。意味深長である。後になって随分感謝されたので、定期監査と行政監査を同時に実施する方針は、間違っていないかったと自負している。

定期監査・行政監査の結果は、文章にして提出した。その際、「定期監査等結果報告」とし、根拠法令には、定期監査と行政監査の双方の条文を記入した。また、記載の内容は、監査の結果発見された違法や不当支出の懸念がある重大な事項は文章により指摘をしたことはあるが、軽微なものは担当者に口頭で注意するに止め、多くは、改善、研究、努力を期待する文言とし、その後の措置について助役から通知を受けるようにした。毎年八件から九件程度定期監査結果報告を提出し、私が最も重視した監査である。

よい監査 audit というのは、監査委員 auditor がよく聴き audio、関係議員がよく説明して explain、お互いに問題点を採り出し search、ともに研究 study しようという姿勢が大切であることを終始訴えてきた。職員の協力なしによい監査は実現しないのである。

## 公営企業の監査

地方自治体の監査委員が行う公営企業の例月出納検査、定期監査、決算審査についてまとめて述べる。最初に、公営企業とは何か、公営企業の会計の特徴は何かを整理しておきたい。

公営企業とは、地方公共団体が所有し経営する「企業」である。行政と経営の分離という考え方から、設けられた制度であり、滝野町では水道事業のみであった。

公営企業会計の特徴は、予算経理を行い、予算に対する決算を行うと同時に、会計処理を行い、会計決算を行うところにある。つまり、決算報告書と財務諸表の二本立てになっているのである。収入、支出という会計事実の記録と決算、減価償却を行う、引当金を計上する、未収、未払を経理するなどの会計判断が伴う財務書類の作成に分かれる。消費税が導入されてから一層複雑になり、予算・決算報告は税込み、財務諸表作成は税抜きという難解な処理が行われている。

公営企業会計の基本的な規定は、公企法二〇条（経理の方法）と公企令第九条（会計の原則）に定められている。地方公営企業法第二〇条一項は、「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない」と損益計算書作成の原則を明らかにし、同条第二項は「地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、

負債及び資本の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準によって整理しなければならない」と貸借対照表作成の原則を定めている。

地方公営企業法施行令第九条には、公営企業会計の一般原則である、一・真实性の原則 二・正規の簿記の原則 三・資本取引と損益取引区分の原則 四・明瞭性の原則 五・継続性の原則 六・安全性の原則が掲げられている。

公営企業は、独立採算の立場から、その経費は当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることを原則とし、経費の性質上企業に負担させることが適当でない経費、及び公営企業の性質上企業に負担させることが困難な経費については一般会計等において負担する（公営企業法一七の二）。また、一般会計等からの補助は、災害の復旧その他特別の理由がある場合に限り（公営企業法一七の三）。

公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎として、公営企業の健全な運営ができるものでなければならぬ（公営企業法二一）。公営企業会計の例月出納検査は、地方公営企業法に明文の規定がないが依命通達一七によって試算表及び資金予算表をもって実施することはすでに述べた。

公営企業の定期監査は、地方自治法第一九九条第一項、第四項の規定に基づき、「財務に関

する事務の執行、及び経営にかかる事業の管理」について監査を行う。定期監査は、予算科目別に、財務に関する事業の編成、執行が適正かつ効率的に行われているかが重点になる。「予算執行業務監査」と、経営活動が適正かつ能率的に管理運営されているかが重点になる「経営管理業務監査」に分かれる。

予算執行業務監査は、経常的収支を管理する三条予算、建設改良費等資本的収支を管理する四条予算に分け監査する。経営管理業務監査は、料金設定の妥当性、原価計算、固定資産管理、貯蔵品管理に重点をおいて監査する。

公営企業の決算審査は、財務諸表の適正性の判断が中心になる。貸借対照表の資産項目については、実在性の検証に重点を置き、負債項目については、網羅性に重点をおいて審査する。損益計算書項目については、収益、費用の年度区分、営業収益、費用と営業外収益、費用の区分、及び特別損益の区分が適切に行われているか審査する。

## 決算審査

監査委員の職務権限に関する法の規定は、検査、監査、審査と使い分けが行われている。検査は計数の正否を調べる、監査は指導の意味が含まれる、審査には一定の判断を下すと解するのが一般的である。報告書の上で若干の相違があるとしても、実施する手続の上からは特に異

なるところはない。監査論で用いられる「監査」の概念がそのまま当てはまる。

それでは、監査とは何か、その概念を関西学院大学の先輩である石田三郎先生の著書から引用すると「監査とは、ある行為あるいはある行為の結果を示す情報等について、独立の立場にある第三者が検査することによって、その真实性、妥当性などを確かめ、その結果を関係者に報告することである」（監査論の基礎知識）と述べている。

これを地方自治体の監査委員監査について考えてみると、ある行為あるいはある行為の結果を示す情報等とは、出納の結果や、財務に関する事務の執行の行為、あるいはその結果を示す決算書類等であり、独立の立場にある第三者は監査委員である。監査の結果は、関係者である議会、長等の関係者に（公表を通じて広く一般住民にまで）報告されるということである。

地方自治体を監査する機関としての監査委員は、不特定多数の住民に代わって、不特定多数の住民のために、地方公共団体の行財政を検査する権限を持つ、長から独立した統制機関であり、監査委員の実施する地方自治体の監査は外部監査である。

監査委員の性格について、以前は、これを地方公共団体の執行機関に属する特殊機関として位置づけ、監査委員による監査を内部監査と解する意見があった。しかしながら、地方公共団体の内部監査とは、内部統制組織の一環として、長の補助職員が、長のために行う監査をいうのであって、現在行われている監査委員監査は、内部統制組織の一環として実施される内部監

査ではなく、長から独立した統制機関による外部監査と考えるべきである。また、地方自治法は、監査委員の独立性と専門性の強化、充実を図るための改正を重ねてきたが、特に昭和三十八年の改正と平成三年の改正は大規模な改正であった。

地方自治体の監査委員監査は原則として試査による。ところが、地方自治体の会計に重要性の原則はない。公営企業の「会計の原則」を定めた公企令第九条にも重要性の原則は含まれていない。公金はすべて適正かつ公正に使用、管理されなければならないからである。

監査が試査によるのであれば、一般会計や特別会計の決算書や公営企業の財務諸表になんらの誤りもないという意見表明は不可能である。決算書や財務諸表等にいくらかの誤謬が含まれるのは避けられない。監査の結果にはいくらかの誤謬を含んでいられるかもしれないが、それは重要性の原則の判断により受容されるというのが監査論の教えるところである。

重要性は、通常、金額で判断されるので、いくらまでを重要性の受容範囲とするのかは大きな問題であるが、地方自治体の監査委員監査に、明確な規定や学説がなく、いつも、もやもやのままである。

例月出納検査、定期監査を終えたと、次に決算審査を行うことになる。公営企業の決算についてはすでに述べているので、ここでは、法二三三条に規定する一般会計等の決算審査および法第二四一条による基金の運用状況の決算審査について述べる。

決算審査は、例月出納検査、定期監査の結果を踏まえ、一年間の決算を正確性、合規性の観点から審査する。私は、基金の運用状況の審査は、別だつて実施せず、決算審査と同時に実施し、計数の正確性と運用状況の妥当性を検証した。

決算審査に提出される一般会計等の決算書類は、①歳入歳出決算書 ②歳入歳出事項別明細書 ③実質収支に関する収支 ④財産に関する調書 である。その他監査の対象とならないが、「主要施策の成果」が付属書類として提出される。

基金の運用状況を示す書類についてはその様式が定められていないので、基金の内、特定目的のために定額の資金を運用する「運用基金」と積立基金を区別し、一年間の増減異動と年度末現在高が記載されている書類を作成している。

一般会計等の決算審査で特に留意することは、予算が的確に執行されているか。財産管理事務は適正か、である。

滝野町の決算審査意見は、私の前任者のときから監査委員が執筆している。決算審査意見書の一般会計の歳出部分は、議会選出の委員に原稿を執筆していただき、一般会計のその他の部分と特別会計のすべて、それに全体をまとめる仕事は私が担当した。

一般的に行われているのは、監査事務局が原案を纏め、監査委員がその記載内容について合議を行うという方法のようである。

これは、事務局職員が議会事務局職員と兼任であったことにもよるが、すべては監査委員の研究と義務感による。また、私が、決算審査意見書を執筆し続けたのは、前任者の竹田先生が、老齢にも拘わらず、誠心誠意、全力投入で書かれた手書きの原稿を提出されていたのを知っていたからである（初稿が完成した後、数字の取り違えを防止するため、事務局を介して担当部署による数字の読み合わせをしている）。

一般会計の歳出の部を執筆された議会選出の委員も大変であったと思う。毎年お盆明けの十六日ごろ、議会選出の委員が手書きの原稿を私の事務所を持って来られた。

決算審査が終わると、毎年九月一日の課長会において監査講評をした。監査資料作成と監査協力のお礼と所感を申し上げた。

監査する人も、監査を受ける人も、ともにこのまちのために頑張ろうという気概と、法の定める義務的監査から、法の期待する積極的監査へと関係者全員が、協力して取り組まないことには監査の成果は上がらない。

二十年間、予定した日程を一日も変更することなく、地方自治体の監査委員を続けてこられたのも、監査の結果を評価し、行政事務に生かしていただいた二人の町長と関係職員の努力のお陰である。ともに監査を実施した多くの議会選出の監査委員の方々にも心から感謝を申し上げます。

## その他の監査

監査委員の職務権限は、地方自治法並びに地方公営企業法に定められているが、「しなげばならない」と定められているのは、例月出納検査、定期監査、決算審査、基金運用審査、共同設置期間の監査、地方公営企業会計決算審査である。

「請求または要求があったときしなければならぬ」と定められているのは、直接請求監査、議会要求監査、請願措置監査、長の要求監査、住民監査請求監査、職員の賠償責任監査である。「監査委員が必要と認めたときに実施する」と定められているのは、行政監査、随時監査、財政援助団体監査、指定金融機関監査、公金の収納等の監査である。

その他の監査で実施しなければならぬ工事監査、契約事務監査は、分類上、定期監査に該当し、監査委員監査では独立した体系をもっている。

工事監査は、定期監査、随時監査、決算審査のいずれで行ってもよいが、独自の専門性を必要とし、監査委員が実施する場合困難なことが多い。専門家や技術職員の説明を受ける、工事現場に同行する、完了検査に立ち会うなどして監査事項の十分な心証を得ることができるように努力する。

契約事務監査は、定期監査、決算監査、随時監査のいずれで行ってもよい。契約毎に契約の事前準備、契約締結、契約の履行まで系統的に実施することが必要である。

私は、書面審査で出来る契約事務監査は、決算審査において実施したが、工事監査は、現場に同行した機会も少なく、工事の完了した建物や道路等の視察を行うのみで監査は不十分であった。工事の専門知識の少ない監査委員の弱点である。

任期中、請求・要求監査はなかった。また、任期中、監査委員が必要と認めて実施した監査は、行政監査と財政援助団体監査である。行政監査は平成四年以来定期監査と同時に実施している。財政援助団体監査は、過去に二年間社会福祉協議会において行ったが、後に、私自身が社会福祉協議会の監事になったので、以後行っていない。

地方公共団体の決算は、毎会計年度、収入役から長に提出され、監査委員の審査を経て、議会の認定に付される。

その後、決算認定のための議会が招集され、その議決は、監査委員の意見と併せて住民に公表される（法二二三）。

私は、決算認定のための議会（本会議）に毎年出席し、決算審査報告を行った。提案理由の説明は収入役（助役兼承後は助役）が行うが、監査委員は意見書をすでに提出しているので、意見書の補足説明を行う形をとる。議案の提案説明とダブらないように注意しながら説明を行った。決算審査報告は全部で二十回行った。

私が滝野町代表監査委員をこのように長く務めることができたのは、当時の藤崎正弘町長と山本廣一町長が、監査委員としての私の意見によく理解を示され、評価されたことによる。特に山本さんとは滝野町助役時代から加東市長までの長きにわたり交誼を結んだ。

また、共に監査を実施した議会選出監査委員の方々、並びに私たちの監査にご協力とご理解をいただきました町幹部職員の方々に感謝したい。

※九年十月二十日、自治大臣上杉光弘氏より、地方公共団体の監査委員としての功績により自治大臣表彰をいただいた。